

令和8年度つくば市自主防災活動支援補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、自主防災組織の育成及び地域の防災機能の充実にを図ることを目的に、自主防災組織に対し、防災活動を行う上で必要な資機材や土のう、災害用井戸等（以下「資機材等」という。）の整備、防災啓発事業や防災訓練等に必要経費（以下「運営支援等」という。）と構成員が防災士の資格を取得するために必要な経費（以下「防災士資格取得支援」という。）について、予算の範囲内において、令和8年度つくば市自主防災活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、つくば市補助金等交付適正化規則（昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要項において「自主防災組織」とは、地域住民の日常生活の安全・安心の確保を図るため、地域で防災活動を行うことを目的として、住民が自主的に区会を単位として結成する組織をいう。

(補助対象事業等)

第3条 この補助金の交付対象となる補助対象者、補助対象事業及び補助対象経費並びに補助金額は、別表1、別表2、別表3及び別表4のとおりとする。ただし、他の補助金（つくば市自衛消防団運営補助金交付要綱等）の対象となる事業は、この補助金の交付対象から除くものとする。また、一つの補助対象事業につき、一つの自主防災組織でのみこの補助金を申請できるものとし、異なる自主防災組織が同一の補助対象事業に対してこの補助金を申請することはできない。

2 資機材等補助金の交付は、1の自主防災組織につき、10年度の間1回限りとする。ただし、土のう整備については、1の自主防災組織につき、1年度に1回限りとし、災害用井戸整備については、1の自主防災組織につき、20年度の間1回限りとする。

- 3 資機材等を整備する場合には、個人宅ではなく区会や自主防災組織等が所有する保管場所に物品を保管することとする。
- 4 災害用井戸の整備や防災倉庫の設置等、土地等の所有者の許可が必要な事業を実施しようとする場合には、補助金を申請する前に所有者の許可を得るものとする。
- 5 災害用井戸を整備する場合、整備した災害用井戸を災害時に申請団体だけでなく広く市民が無償で使用し、またその際に当該災害用井戸の所在地等の情報を市が公表することを了承した場合に申請できるものとする。
- 6 運営支援等補助金の交付は、1の自主防災組織につき、1年度に1回限りとする。
- 7 運営支援等補助金の交付対象経費の算出について、10円未満の額は切り捨てるものとする。
- 8 防災士資格取得支援補助金の交付は、1の自主防災組織につき、限度額に満たない申請の場合は、その限度額の残りの額について、その申請と同一年度内に限り申請できるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号とする。

- 2 規則第4条第1項の所定の期日は、事業着手予定日の前日又は令和8年12月25日のいずれか早い日とする。

- 3 規則第4条第2項第5号の市長が必要と認める書類は、別表1のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第5条 規則第7条の補助金等交付決定通知書の様式は、様式第2号とする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の市長が定める期日は、前条の交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内とする。

(補助対象事業の変更等)

第7条 規則第12条の2の補助事業等変更・中止・廃止申請書の様式は、様式第3号と

し、補助事業等変更・中止・廃止決定通知書の様式は、様式第4号とする。

2 規則第12条の2の市長が認める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 物価変動等による見積額の変更

(2) 事業計画書における事業実施時期の変更

(3) 経費の財源内訳における補助金以外の財源の変更

(4) 購入予定の資機材等における、メーカーの変更（ただし、規格等が同等品の場合に限る。）

(5) 着手及び完了予定年月日の変更

（実績報告）

第8条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第5号とする。

2 規則第13条第1項の市長が必要と認める書類は、別表1のとおりとする。

3 実績報告については、原則、令和9年2月26日までに報告するものとする。

（補助金の額の確定）

第9条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第6号とする。

（補助金の交付の時期及び請求）

第10条 市長は、補助対象事業の着手前又は完了前であっても、補助金の交付請求があった場合は、その一部又は全部を交付することができるものとする。

2 規則第15条の2第2項において、補助対象事業の着手前又は完了前の交付請求書の様式は、様式第7号とし、補助対象事業の完了後の交付請求書の様式は、様式第8号とする。

（証拠書類の保存）

第11条 補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助対象事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

補助対象者	補助対象事業	補助対象経費	補助金額	添付書類
つくば市内の自主防災組織	資機材等補助金 ※補助限度額までの金額について10/10を支給 ※補助限度額を超えた金額は団体負担となる。	別表2のとおり	<p>【補助限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材 250,000円 交付：10年度に1回 ・土のう（水害対策用） 50,000円 交付：1年度に1回 ・災害用井戸 500,000円 交付：20年度に1回 <p>※留意事項 災害用井戸の整備や防災倉庫の設置等、土地等の所有者の許可が必要な事業を実施しようとする場合には、補助金を申請する前に、土地等の所有者の許可を得ること。</p>	<p>【申請時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支予算書 ・補助対象経費の見積書の写し ・自主防災組織規約の写し ・井戸の整備、防災倉庫設置、資機材、土のう購入の場合は設置位置図 <p>※見積書の取得が困難な場合は、インターネット上のウェブページを印刷するなど代替できるものとする。</p> <p>【実績報告時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支決算書 ・補助対象経費の領収書の写し ・完成写真
	運営支援等補助金 ※補助限度額内で対象経費の1/2を支給 ※補助限度額を超えた金額は団体	別表3のとおり	<p>【補助限度額】</p> <p>30,000円 交付：1年度に1回</p> <p>※補助対象経費の算出について、10円未満の額は切り捨てるものとする。</p>	<p>【申請時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支予算書 ・補助対象経費の見積書の写し ・自主防災組織規約の写し <p>※見積書の取得が困難な場合は、インターネ</p>

	負担となる。			<p>ット上のウェブページを印刷するなど代替できるものとする。</p> <p>【実績報告時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支決算書 ・補助対象経費の領収書の写し ・補助金活用事業の様子がわかる写真
	<p>防災士資格取得支援補助金</p> <p>※補助限度額までの金額について10/10を支給 ※補助限度額を超えた金額は団体負担となる。</p>	別表4のとおり	<p>【補助限度額】 一人当たり12,000円、1年度当たり三人まで</p> <p>※いばらき防災大学における防災士資格の取得に要する経費が変更となった場合には、変更後の経費を一人当たりの補助限度額とする。</p>	<p>【申請時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書 ・収支予算書 ・防災士資格を取得するために必要な講座への受講決定通知等の写し ・自主防災組織規約の写し <p>【実績報告時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支決算書 ・防災士資格を取得するために必要な講座の修了証又は合格通知の写し ・補助対象経費の領収書の写し(教本代、受験料、認証登録申請料)

別表2（第3条関係）

1 補助対象経費（資機材等補助金）

目的	補助対象経費
救出救護	メガホン、ヘルメット、救助用ロープ、チェーンソー、ハンマー、バール、スコップ、ジャッキ、防水シート、投光機、担架、とび口
避難関連	発電機（可搬型）、ポータブル電源、コードリール、懐中電灯、ランタン、非常用持出袋、誘導旗、腕章、テント、リヤカー、ボート、車いす、毛布、小型無線機、濾水機、炊き出し用器具（かまど、寸胴、カセットコンロなど）、簡易ベッド、ブルーシート
日用品備蓄	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、おむつ、生理用品、簡易トイレ、マスク、救急セット
その他	<p>防災用倉庫</p> <p>※倉庫は既製品に限る。倉庫の設置場所や大きさによっては建築確認等の申請が必要な場合がある。（ただし、建築確認の申請費用は補助対象とはならない。）設置場所の土地所有者の同意を得ること。</p> <p>防災用倉庫を設置する場合には、設置主体である「自主防災組織名」と「防災倉庫」の文字を倉庫の見やすい場所に、見やすい大きさ（1文字あたりの大きさが10cm×10cm以上）で掲示すること。倉庫設置に係る工事費用及び設置主体掲示に係る費用は補助対象経費に含む。</p> <p>設置の際は転倒防止工事を行うこと。</p> <p>机・椅子</p> <p>注）防災資機材に付帯するものとし、その数は必要最小限とする。</p>
土のう整備 （水害対策）	土のう、吸水性土のう
災害用井戸整備	<p>設計費、整備費、付帯設備費（固定式発電機等）、既存井戸調査費及び修繕費、井戸建設時の井戸水水質検査費</p> <p>※既設井戸へのポンプ設置なども対象とする。</p> <p>※設置場所の土地所有者の同意を得ること。</p> <p>※井戸の設置を行う場合には、整備主体である「自主防災組織名」を井戸の見やすい場所に、見やすい大きさに掲示すること。</p> <p>※整備した災害用井戸を、災害時に申請団体だけでなく広く市民が使用し、及び整備した災害用井戸の情報を市が公表することを了承すること。</p>

2 補助対象外経費（資機材等補助金）

- 手数料、賃借料、使用料
- カメラ、ビデオ、パソコン、映写機等の啓発用資機材
- 燃料、水、食料品、文房具、消火器
- 消火栓、埋設管、避難標識（工事を要するもの）
- 消火器ボックス、自動体外式除細動器等で集会施設等用に設置するもの
- 井戸整備後の維持管理費
- 工事費・修繕費（災害用井戸整備は除く）

別表3（第3条関係）

1 補助対象経費（運営支援等補助金）

目的	補助対象経費
組織運営等	防災講演会の開催、啓発活動、先進地調査、防災地図の作成及び更新、防災訓練、資機材等の点検修理、資機材等の燃料（資機材の点検訓練を行う場合に限る）、図書及び映像（防災に関するものに限る。）

2 補助対象外経費（運営支援等補助金）

○物品管理に要する費用（無線機の月額使用料等） ○継続的なサービス使用料（インターネットプロバイダー使用料等） ○食料・飲料品費
--

別表4（第3条関係）

1 補助対象経費（防災士資格取得支援補助金）

目的	補助対象経費
防災士資格の取得	いばらき防災大学等により防災士の資格を取得するために要する費用 (教本代、受験料、認証登録申請料)

2 補助対象外経費（防災士資格取得支援補助金）

○文房具等の事務用消耗品 ○講習会場、受験会場への交通費 ○食料・飲料品・宿泊費
--